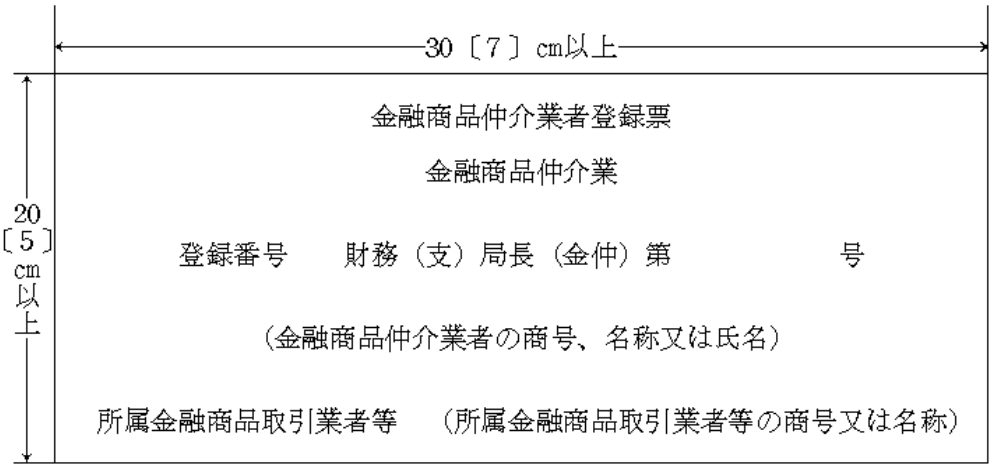
別紙様式第二十五号（第二百六十五条関係）（令２内府令75・一部改正）



（注意事項）

１　〔　〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。

２　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。